

事務連絡

平成23年12月28日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局公営企業課  
総務省自治財政局準公営企業室

観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスク  
の限定に係る地方債の取扱いについて

「平成23年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（平成23年1月25日付け自治財政局財政課事務連絡）において、公営企業の中で、住民生活に密着したサービスを提供するものではなく、経済動向の変動等による事業リスクが相対的に高い事業を行う場合は、法人格を別にして事業を実施するなど、地方公共団体のリスクを限定することについて、別途その詳細を通知することとしていましたが、その基本的な方向は、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財公第146号・総財準第21号総務副大臣通知。以下「財政負担リスク限定通知」という。）においてお知らせしたところであります。その地方債の取扱いに関する具体的な内容については下記のとおりであり、平成24年度以降の地方債同意等基準及び地方債同意等基準運用要綱に盛り込む予定ですので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県財政担当課及び各指定都市財政担当課におかれては公営企業関係部局及び自らが構成団体となる一部事務組合等に、各都道府県市区町村担当課におかれては貴都道府県内の各市区町村及び一部事務組合等に、周知をお願いいたします。

記

1 新たに公営企業により事業を実施する場合の地方債の取扱い（「財政負担リスク限定通知2前段」関係）

地方公共団体が観光施設事業及び宅地造成事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。）を新たに公営企業により実施する場合には、平成24年度から、原則として、新規事業（下記(1)）については、

当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満（下記(2)）の規模の事業に限り、地方債の発行について同意又は許可を行う。

ただし、平成23年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業については、平成28年度までは従前と同様の取扱いとする。

(1) 新規事業

新規事業には、新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含むこと。

なお、既存の企業において次のような事業を実施する場合にあっても、新規事業として扱うこと。

ア 新規に収益が発生する施設を建設する場合又は既存施設の規模の概ね

150%を超える増改築を行う場合（観光施設事業）

イ 新規に事業を施工する地区が生じる場合（宅地造成事業）

(2) 当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満

次の算式によって算定した値が25%未満であること。

算式

$$\frac{A}{B} + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

算式の記号

A 当該事業に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

2 法人格を別にして事業を実施する場合の地方債の取扱い（「財政負担リスク限定通知1(4)及び2後段」関係）

観光施設事業及び宅地造成事業について、法人格を別にして事業を実施し、地方公共団体が当該法人に対して公的支援（出資・貸付け・補助）を行う場合には、回収確実性等の一定の基準を満たすものに係る地方債の発行について引き続き同意又は許可を行う。

ただし、法人に対する公的支援（出資・貸付け・補助）や法人の債務に対する損失補償の内容又は水準によっては、財政負担リスクという点で公営企業により実施する場合と同じような問題が生ずることから、公的支援（出資・貸付け・補助）に係る地方債の発行についても1と同様の取扱いとする。この場合に、1(2)の算式の記号Aについては、当該事業に対する出資金債・貸付金債・

補助金債に係る起債予定額の総額（償還時の特定財源を除く。）及び損失補償契約に係る債務の合算額とする。